

庁議付議事案書

開催・令和2年4月1日

所管部課	企画財政部 企画課	部長	田代 雄己	異
件名	東大和市土曜開庁の実施に関する事務取扱要綱の一部を改正する訓令について			
		区分	1 審議事項 <input type="radio"/>	2 報告事項 <input type="radio"/>
関係事項	条例規則			
	部課機関	市民課		
<p>1. 要 旨</p> <p>令和2年5月中旬頃を予定とし、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、個人番号の通知を通知カードによらずに行うこととなったことから、通知カードの再交付事務がなくなる。</p> <p>また、令和2年4月から、地方公共団体情報システム機構による、全国一律の「マイナンバーカードの交付に係るカード管理システム」のメンテナンス対象日から毎月第3土曜日が外れることから、当該日においても、「個人番号カードの交付及び再交付事務」及び「電子証明書の発行及び失効の申請」を取り扱うことが可能となる。</p> <p>以上のことから、当該要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 改正内容</p> <p>① 別表「土曜開庁実施課」の市民課の「取扱事務」の項目のうち、「通知カードの再交付の申請」を削除する。</p> <p>② 別表「土曜開庁実施課」の市民課の「取扱事務」の項目のうち、「個人番号カードの交付及び再交付事務（毎月第3土曜日を除く。）」及び「電子証明書の発行及び失効の申請（毎月第3土曜日を除く。）」から、いずれも「（毎月第3土曜日を除く。）」を削除する。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>① 法律の一部改正の施行日から施行する。</p> <p>② 決裁日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>① 国の制度に沿った対応が図られる。</p> <p>② 地方公共団体情報システム機構の取扱に沿った対応が図られ、市民サービスの向上につながる。</p>				
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)				
文書課において審査済み				
3. 留意事項 (問題点等)				
4. 主管部処理案 (検討結果等)				
庁議における報告終了後、速やかに改正手続きを進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。